

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
1	既設アトリエ棟解体 平和祈念像原型曳家工事 養生棟新設工事監理業務委託	令和7年2月14日	10,901,000	11,122,100	有限会社CaSa plus	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第6号	本業務は、平和祈念像原型アトリエ棟解体・養生棟新設工事及び平和祈念像原型曳家工事（第1期）に係る工事監理を行う内容であり、設計内容等について熟知した上で、工事請負業者への指導や工程管理、調整など、限られた工期内で円滑かつ迅速な対応を要求される。実施設計受託者であれば、設計内容や補助対象範囲等を熟知しており、設計変更等への対応に係る期間短縮、経費節減、不測の事態が生じた場合の対応も含め、円滑かつ迅速な業務の遂行が可能であるため、左記の業者を契約の相手方とした。	
2	平和祈念像原型曳家工事（第1期）	令和7年2月14日	63,800,000	66,914,100	株式会社江藤建設工業	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	本工事は、（仮称）普天間交流拠点施設の新築に伴う解体工事の際に、平和祈念像原型を道路側まで移動させる工事（曳家工事）である。曳家工事の実績のある業者を県外まで広げ公募を行ったが、左記業者のみの応募となったため、左記の業者を契約の相手方とした。	
3	愛知・伊利原市営住宅昇降機保守 点検業務委託	令和7年3月18日	2,085,600	2,085,600	沖縄菱電ビルシステム 株式会社	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	本業務は、愛知・伊利原市営住宅内にある4基（愛知1、伊利原3）の昇降機の保守点検業務と日々の維持管理業務委託である。 昇降機4基はいずれも三菱電機製の昇降機で三菱電機による独自の遠隔操作システムにより、保守点検業務と日常の維持管理や入居者の昇降機内の閉じ込め救出システム及び地震時の対応等で早期の復旧対応が可能であり、本エレベーターの保守点検及び維持管理について、入居者の安全・安心を考えた場合に左記の業者にて業務を行うことが望ましいと考える。 そのため、本業務はその性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。	